



久喜市立図書館の今後の運営について（答申）

平成29年12月

久喜市立図書館協議会

## 目 次

1	諮問に至るまでの経緯	2
	(1) 前回の諮問・答申について	
	(2) 今回の諮問について	
2	前回の答申で示された課題の検討	3
	(1) 図書館運営の継続性	
	(2) 図書館の公共性	
	(3) 図書館への指定管理者制度の導入状況(市の状況)	
	(4) 図書館システムにかかる費用	
	(5) 図書館システムの統一	
	(6) 図書館計画の推進	
	(7) 学校やボランティアとの連携	
3	現在の市立図書館における主な課題	5
	(1) 開館日数の拡大と利用時間の延長	
	(2) 学校訪問事業の充実	
	(3) 人口1人当たりの年間貸出冊数の拡大	
	(4) 司書の安定的な確保	
	(5) 市立図書館利用者数の減少	
4	課題解決に向けた運営方式についての検討	7
	(1) 直営方式について	
	(2) 窓口業務委託方式について	
	(3) 指定管理者制度の導入について	
5	(仮称)子ども図書館の運営方式と既存の市立図書館との連携について	9
6	久喜市立図書館の今後の運営について(まとめ)	10

- ・久喜市立図書館協議会委員名簿
- ・久喜市立図書館協議会日程・会場・協議内容
- ・別紙「公立図書館における指定管理者制度導入状況についての視察報告」

## 1 諮問に至るまでの経緯

今回、久喜市立図書館協議会(以下「協議会」という。)で諮問を受けるにあたり、平成25年度の諮問、答申(以下「前回の諮問」、「前回の答申」という。)の経緯と、今回の平成29年6月30日付けの諮問(以下「今回の諮問」という。)の内容を確認しました。

### (1) 前回の諮問・答申について

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営の方法として新たに「指定管理者制度」が導入され、民間事業者による管理運営が可能となりました。それに伴い本市では、平成22年5月13日に「久喜市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」が策定されました。

この指針を基に、公の施設について、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的で効果的な管理運営を行うことを目的に、本市すべての公の施設の管理運営等について総点検を行い、指定管理者制度の導入を軸に施設の統合や廃止も視野に入れた一定の見直しの方向性を示す検討を行うため、「久喜市公の施設見直し検討指針」が策定されました。

この検討指針を基に、久喜市公の施設管理運営検討委員会で、各施設の管理運営方法について方針が決定され、具体的に指定管理者制度の導入を検討する67施設が示されました。この中に、中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室、鷲宮図書館の4図書館(以下「市立図書館」という。)も含まれていたことから、平成25年12月20日に協議会に対し、「久喜市立図書館への指定管理者制度の導入について」の諮問がなされ、その後協議を重ねた結果、指定管理者制度を導入する場合の課題等(「2 前回の答申で示された課題の検討」参照)に対する懸念から、平成26年3月に「久喜市立図書館への指定管理者制度導入は見送ることが望ましい」との答申を行いました。

### (2) 今回の諮問について

市立図書館では、図書館サービスの向上を目指して、平成26年4月には図書・雑誌の貸出冊数の上限撤廃を、平成27年5月には子ども読書通帳の配布を、平成29年5月には大人向けの読書通帳の配布を行うなど、工夫を凝らしつつ、1人でも多くの方に図書館を利用していただけるよう努めてきましたが、前回の答申後も新たな課題が生じています。

中でも、開館日数の拡大と利用時間の延長は、図書館サービスの質と量を確保していくうえで、大きな課題の一つであり、これらを解決し、今後の市立図書館の運営のあり方を検討するにあたり、平成29年6月30日に「久喜市立図書館の今後の運営について」の諮問を受けました。

## 2 前回の答申で示された課題の検討

前回の諮問は、指定管理者制度の導入の是非を問うものでありましたが、協議会では、「図書館と指定管理者制度」及び「久喜市立図書館への指定管理者制度の導入」にあたっての7つの課題を挙げて、「指定管理者制度の導入は見送ることが望ましい。」との答申を行いました。

今回の諮問は、前回とは異なり「久喜市立図書館の今後の運営について」であるものの、指定管理者制度の導入もその選択肢の一つとなることから、前回の答申で指摘された主な課題がその後の状況の変化により、現在ではどのようになっているかについて、館長に説明を求めました。

### (1) 図書館運営の継続性

#### ○課題

指定管理者制度の下では、3年から5年で契約期間が満了となり、その際、図書館事業運営者(以下「事業者」という。)が替わることもあるため、図書館の継続性が保てるか懸念される。

#### ●課題の再検討

指定管理者制度を導入する場合、進行管理のための行政側の図書館担当部署が必要であると考えている。これまでの市立図書館運営の考え方やノウハウを適切に事業者を引き継ぎ、その後図書館担当部署が進行管理、指導・連携を図ることにより、本市としての図書館運営の継続性を維持することは可能であるとする。

### (2) 図書館の公共性

#### ○課題

図書館運営についての指定管理者の状況を見ると、図書の流通・販売に係る業者や施設管理会社などであり、図書館サービスの専門業者ではない。3年から5年と定められた契約期間のもとで、公共の図書館としてノウハウの蓄積、事業の発展ができるか懸念される。

#### ●課題の再検討

指定管理者の中には10年以上図書館運営に携わり、ノウハウを蓄積している事業者もある。このことから、図書館担当部署が事業者に対して、定期的に進行管理及び指導等を行うことで、公共の図書館としての役割を担うことが可能であるとする。

### (3) 図書館への指定管理者制度の導入状況 (市の状況)

#### ○課題

図書館への指定管理者制度の導入率は、全国的に見ても文化会館、社会体育施設などと比較するとまだ低い状況である。

## ●現状

全国の市立図書館における指定管理者制度の導入状況は、平成24年度は、全国789市中106市で、導入率は13.4%、導入館数は2,572館中210館で、導入率は8.2%であった。埼玉県内市立図書館における導入状況は、導入市は40市中4市で導入率は10.0%、導入館数は148館中15館で、導入率は10.1%であった。

平成27年度は、全国790市中142市で、導入率は18.0%、導入館数は2,590館中304館で導入率は11.7%であった。埼玉県内は、40市中11市で導入率は27.5%、導入館数は151館中27館で17.9%であった。

なお、平成29年9月現在、埼玉県内での導入市は40市中14市で導入率は35.0%、導入館数は154館中33館で21.4%である。

※1出典 全国の数値は、日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2013年調査(報告)」、日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査(報告)」

※2出典 埼玉県の数値は、埼玉県図書館協会「平成26・27年度指定管理者制度の導入検討に関する調査結果」、埼玉県立熊谷図書館「図書館における指定管理者制度の導入等について2017年調査」

## (4) 図書館システムにかかる費用

### ○課題

指定管理者制度を導入した場合においても、市としては図書館システムにかかる費用の軽減を図ることはできない。

## ●現状

図書館システムにかかる費用は、直営であっても指定管理者制度を導入しても、利用者の利便性を考慮し現行システムを使用することを前提とすれば、コストの増減に関する問題は発生しない。

## (5) 図書館システムの統一

### ○課題

指定管理者制度が導入された場合、指定管理者独自の別システムが採用される可能性もあり、現状の「1枚の利用券で、どこでも利用できる」、「1回の蔵書検索で全ての図書館の資料が検索できる」、「どこで借りても、どこに返してもよい」などの利便性が失われると考える。

## ●課題の再検討

市立図書館及び市内3公民館の図書室の図書館システムは、平成23年3月に統合し、1枚の利用券でどこでも利用できるようになった。さらに平成29年3月にシステ

ムを更新している。今後もこのシステムを継続使用していくことにより、問題は生じないものとする。

#### (6) 図書館計画の推進

##### ○課題

指定管理者制度を導入した場合、「久喜市子ども読書活動推進計画」や「久喜市図書館サービス基本計画」の進行管理をどのように行うのか。

##### ●課題の再検討

行政側の図書館担当部署が、事業者に対して適切な指導を行い、かつ、緊密な連携を図ることにより、現行計画の進行管理は可能であるとする。

#### (7) 学校やボランティアとの連携

##### ○課題

保育園、幼稚園、小・中学校、図書館ボランティア、点訳・音訳ボランティア等との連携が維持できるのか懸念される。

##### ●課題の再検討

関係機関やボランティア団体との関係は、必要に応じて、行政側の図書館担当部署が調整役として入ることで、連携を維持していくことは可能であるとする。

このような説明が館長からなされ、本協議会として館長の説明に対する質疑等はありませんでしたが、異議はありませんでした。

### 3 現在の市立図書館における主な課題

現在、市立図書館では、以下の(1)から(5)までの5点が主な課題となっています。

#### (1) 開館日数の拡大と利用時間の延長

県内各市の中心となる図書館の平均開館日数は約301.9日(平成28年度)で、最多は345日、最少は277日となっており、本市の中央図書館は、県内の市で最少の開館日数となっています。

また、平日の利用時間は中央図書館が9時間、他の3図書館が8時間であり、開館時刻も、合併前からの慣例により栗橋文化会館図書室が午前9時、他の3図書館が午前10時となっており、図書館サービスの提供時間が不統一となっています。

表1 県内の市の平成28年度開館日数、上位3館・下位3館 単位:日

県内市	春日部市	北本市	東松山市	～	熊谷市	久喜市	蓮田市
開館日数	345	344	342	～	286	277	277

※出典 「平成29年度 埼玉の公立図書館」

※平成28年度本市中央図書館は、図書館システム入替のため7日間臨時休館したため、例年よりも開館日数が少ない。

表2 平日の本市図書館の利用時間と開館時間

図書館名	利用時間(開館時間)
中央図書館	10時～19時(9時間)
菖蒲図書館	10時～18時(8時間)
栗橋文化会館図書室	9時～17時(8時間)
鷲宮図書館	10時～18時(8時間)

## (2) 学校訪問事業の充実

市立図書館による学校への支援事業の一つとして、団体貸出や図書館職員が学校に訪問して「おはなし会」や「ブックトーク」を行う「学校訪問事業」があります。

しかしながら、学校訪問事業のうち、特にブックトークについては、担当する職員に専門的な知識や技能が求められることから、現在は、久喜地区と栗橋地区のみで行われ、市内全域での実施には至っていない状況です。

## (3) 人口1人当たりの年間貸出冊数の拡大

図書館サービスの重要な指標の一つである「人口1人当たりの年間貸出冊数」については、「久喜市教育振興基本計画」や「久喜市図書館サービス基本計画」で定めた目標値が5.00冊であるのに対して、平成28年度は、4.94冊で、目標値に達しておらず、埼玉県平均値5.44冊よりも0.5冊下回っている状況です。

貸出冊数の上限撤廃や、県平均以上の図書購入費の確保に努めているものの、貸出冊数の拡大に繋がっていないのが現状です。

表3 人口1人当たりの年間貸出冊数の推移 単位:冊

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本市	4.55	4.87	5.16	4.94
県平均	4.86	5.44	5.54	5.44

※出典 各年度「埼玉の公立図書館」

#### (4) 司書の安定的な確保

平成29年9月30日現在、市立図書館4館の正職員16人のうち司書は7人で、正職員全体に占める司書の割合は43.8%で、ここ数年減少傾向にあります。このことにより、レファレンスサービス(調べもの)や、選書、読書指導などの図書館サービスを安定的に提供することが難しくなることから、司書の安定的確保が課題となっています。

表4 本市の正職員数と司書数の推移

単位:人

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
正職員数	17	17	16	16
司書数	10	10	9	8
割合(%)	58.8	58.8	56.3	50.0

※出典 各年度「埼玉の公立図書館」

#### (5) 市立図書館利用者数の減少

市立図書館では、多くの方に足を運んでいただくため、新しい図書や視聴覚資料を購入しているほか、自主事業数の拡充に努めています。しかしながら、自主事業参加者については、平成26年度をピークに、入館者数・貸出冊数については、平成27年度をピークに減少傾向にあります。

表5 自主事業数等の推移

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自主事業数(事業)	54	56	58	65
自主事業参加者数(人)	10,683	11,866	11,075	10,757
入館者数(人)	400,993	398,356	414,095	401,152
貸出者数(人)	176,932	191,871	202,121	203,410
貸出冊数(冊)	755,182	803,986	848,835	818,670

※各年度の図書館要覧による

#### 4 課題解決に向けた運営方式についての検討

本協議会では、現在の市の財政状況等を鑑みた場合、早急に大幅な人員増や予算の拡大等を望むことは難しいと判断したことから、上記3に掲げた市立図書館の課題をどのようにしたら解決できるか、市立図書館の運営方式のあり方に着目し、検討を行いました。

図書館の運営については、大きく分けて、直営方式、窓口業務委託方式、指定管



理者制度の三つの方式が考えられるため、それぞれについて検討しました。

#### (1) 直営方式について

現在の直営方式を、現状のままの職員体制や予算で継続した場合、図書館サービスの向上を図っていくことは、これまでの検討の中で難しいと判断しました。

特に、開館日数の拡大をするためには、現在の職員数で考えた場合、年2回、各1週間程度行っている特別整理期間を短縮する方法が考えられますが、この方法では、正確な所蔵数の把握や資料の除籍を適切に行うことが難しくなるため、結果的に図書館サービスの低下を招くものと考えられます。

また、開館日数を拡大する取り組みを、現在の職員数で行う場合、正職員数が2人の図書館では、正職員1人勤務の日数を、増やさざるを得ず、緊急時への対応等が課題となります。また、臨時職員の確保についても課題があります。

#### (2) 窓口業務委託方式について

窓口業務委託方式を導入している図書館は、主に人件費の削減を目的に図書の貸出・返却業務を業務委託しています。この方法では、窓口業務を委託することにより、一定の職員数を減らすことは可能と考えられますが、委託した業務以外でも職員が必要となるため、大幅な人件費の削減及びサービスの向上にはつながらないと判断し、費用対効果の面からも、大きな成果を得ることは難しいとの結論に達しました。

#### (3) 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度とは、民間企業の管理・運営に関するノウハウを生かして事業を実施することにより、市民サービスの向上とコストの削減が図られると一般的に言われています。本市においても、文化会館や社会体育施設で導入されています。

そこで、協議会では指定管理者制度を市立図書館に導入した場合を検討し、次のようなメリットを図ることができると考えました。

- ・ 開館日の増加が図れる
- ・ 利用時間の延長が図れる
- ・ 司書の安定的確保が図れる
- ・ 民間のノウハウを活用し、自主事業の充実が図られる
- ・ 利用者用 PC、Wi-Fi等の整備が促進される
- ・ 経費の削減が図れる

協議会では、上記(1)から(3)までの検討結果を踏まえ、さらに指定管理者制度の検討を行うこととし、平成29年8月21日、協議会委員6人、事務局7人の合計13人で、実際に指定管理者制度を導入している鴻巣市中央図書館と北本市立中央図書

館の視察を行いました。(別紙「公立図書館における指定管理者制度導入状況についての視察報告」参照)

視察を踏まえての検討の結果、指定管理者制度を導入することにより、「3 現在の市立図書館における主な課題」で示された5点の課題について、その課題が解消もしくは縮小されるのではないかとの結論に達しました。

#### 5 (仮称)子ども図書館の運営方式と既存の市立図書館との連携について

本協議会では、平成32年度に開設予定の「(仮称)子ども図書館」(以下「子ども図書館」という。)も検討対象施設となることから、その運営方式について協議しました。

市立図書館では、平成28年3月に策定した「子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児や児童を対象とした事業に取り組み、家庭・地域・学校等における子ども読書活動を推進しています。

子ども図書館は、この計画に基づき主に乳幼児や児童及びその保護者等を対象に児童サービス\*を提供する中核施設として、活用されることが期待されます。

さらに、敷地内には、(仮称)久喜西児童館・子育て支援センター、(仮称)生涯学習センター、(仮称)教育センター等も併設される予定であることから、これらの施設と連携した独自の事業展開も検討されており、本市の子ども図書館の特色になるものと考えられます。

また、既存の市立図書館と子ども図書館との役割分担については、既存の市立図書館に指定管理者制度が導入された場合においても、既存の市立図書館では、これまでと同様に各地域に根ざした児童サービスを行い、子ども図書館は、児童サービスの中核を担う施設として機能し、それぞれが密接に連携を図りながら本市の児童サービスを展開していくことが望まれます。

さらに、既存の市立図書館に指定管理者制度が導入された場合、進行管理及び指導等を担当する図書館担当部署が必要であることは前述したとおりです。この図書館担当部署へは、本市のこれまでの図書館事業を熟知し、司書としての専門的な知識・技能を有する市職員(司書)を配置することが適当であると考えます。

こうしたことを総合的に検討した結果、子ども図書館の運営のノウハウを蓄積し、本市が目指す児童サービスの中核施設としての機能確立するため、子ども図書館は開設後当面の期間は、直営方式で運営することが望ましいとの結論に達しました。

※児童サービス・・・公共図書館が提供する乳幼児とその保護者から中学1年生程度までを対象とした「おはなし会」、「読み聞かせ」、「ブックトーク」などのサービス。本市子ども図書館での児童サービスは、主に、乳幼児とその保護者から小学生までを対象としたサービスを想定しています。

## 6 久喜市立図書館の今後の運営について(まとめ)

本協議会は、平成29年6月30日に「久喜市立図書館の今後の運営について」の諮問を受け、7回の会議と1回の視察を行い慎重に検討を重ねました。

平成25年度に諮問された「久喜市立図書館への指定管理者制度の導入について」では、指定管理者制度導入の是非を問うものでありました。今回は、指定管理者制度の導入を前提に協議を進めたものではなく、「久喜市立図書館の今後の運営について」広い視野に立って検討したところです。

図書館運営のあり方については現在、ICT等の情報通信技術の目ざましい普及や進歩により、どこにいても手軽に情報が得られるなか、子どもから高齢者まで幅広く図書館の利用を促進し、図書館サービスの向上を図るには、今後どのように運営すべきかという視点に立ち検討を行いました。

そこで、前回の答申の内容とその後の対応状況を確認するとともに、今回の協議では、市立図書館が主な課題とする5点の課題を対象に、その解決を図るため、直営方式、窓口業務委託方式や指定管理者制度について検討しました。その結果、直営方式や窓口業務委託方式では、現在かかえる課題を解決することは難しいとの結論に達し、指定管理者制度の導入を検討することとなりました。

指定管理者制度の導入にあたっては、前回の答申で導入見送りの理由となった課題が解決できていることを確認のうえ、指定管理者制度を導入している図書館のサービス内容や市民の反応等について、調査を行った結果、改善された点が多くみられたこと、市民からの反応も良好であったことが確認できました。また併せて費用対効果についても有効であることが確認できました。

本協議会では、これらのことを総合的に判断し、今後市立図書館のサービス向上を図っていくためには、既存4図書館については、指定管理者制度の導入を図ることが望ましいとの結論に達しました。

また、平成32年度に開設予定の(仮称)子ども図書館については、「5 (仮称)子ども図書館の運営方式と既存の市立図書館との連携について」で記載したとおり、開設後当面の期間は、直営方式で運営することが望ましいとの結論に達しました。

なお、公立図書館の運営のあり方については、市民の間においても、さまざまな考え方があることから、指定管理者制度を導入した場合、国で定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、必要に応じて第三者機関等、協議できる場を確保することを望みます。

最後に市立図書館が、行政と指定管理者だけでなく、市民と協働し、市立図書館の基本理念である「市民の暮らしに役立つ、市民に身近な図書館」を具現化していくことにより、市民すべてから愛される市立図書館となるよう心から願い答申とします。

## 久喜市立図書館協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名
公募による市民	横内 美沙代
	奈良 千鶴
	松本 秀樹
学校教育の関係者	塚越 要
社会教育の関係者	丸山 洋一
家庭教育の向上に資する活動を行う者	山中 今日子
	野原 正子
学識経験を有する者	◎ 塩崎 勲
	○ 及川 孝之
	千葉 香乎里 (～H29.8.9)
	柴崎 行雄 (H29.9.20～)

※ ◎ 会長 ○ 副会長

任期:平成28年8月17日から平成30年8月16日まで

## 久喜市立図書館協議会日程・会場・協議内容

- ・ 第1回協議会 平成29年 6月30日(火) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「(仮称)子ども図書館のコンセプトについて」  
「久喜市立図書館の今後の運営について」(諮問)
- ・ 第2回協議会 平成29年 7月28日(金) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」
- ・ 第3回協議会 平成29年 9月25日(月) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」
- ・ 第4回協議会 平成29年10月26日(木) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」
- ・ 第5回協議会 平成29年11月 8日(水) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」
- ・ 第6回協議会 平成29年11月20日(月) 久喜市立中央図書館視聴覚室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」
- ・ 第7回協議会 平成29年12月 7日(木) 久喜市立中央図書館会議室  
「久喜市立図書館の今後の運営について」(答申)
- ・ 視 察 平成29年 8月21日(月)

別紙「公立図書館における指定管理者制度導入状況についての視察報告」

(別紙)

公立図書館における指定管理者制度導入状況についての視察報告

- 1 視察日 平成29年8月21日(月)
- 2 場 所 鴻巣市立鴻巣中央図書館  
北本市立中央図書館
- 3 視察者 塩崎会長、及川副会長、奈良委員、塚越委員、丸山委員、  
野原委員 (計6人)

教育副部長、中央図書館長、鷲宮図書館長、菖蒲図書館長、中央図書館管理係長、中央図書館奉仕係長、栗橋文化会館図書室担当主査  
(計7人)

- 4 説明者 鴻巣市 生涯学習課 副課長  
指定管理者 館長  
北本市 指定管理者 館長

5 視察先の概要

	鴻巣市	北本市
人口	119,048人	67,381人
名称	鴻巣市立鴻巣中央図書館	北本市立中央図書館
延床面積	1,098㎡	1,224㎡
蔵書数	199,798冊	160,315冊
導入前職員数	21人	22人
導入後職員数	19人	19人
導入年月日	平成26年4月1日	平成27年1月1日
指定管理 事業者	TRC鴻巣グループ	acTrc北本ネットワーク

※平成29年4月1日現在

質問	鴻巣市	北本市
① 指定管理者制度導入前から働いていた臨時職員の再雇用について	臨時職員に希望をとり、試験を受けてもらった。23人中導入当時は11人働いていた。現在は8人になっている。 (23人中、働く希望を出した方が何人いたかは不明)	現在は4人働いている(指定管理者制度導入前に働いていた方の数は不明)。
② 直営と指定管理者制度導入後の変化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業数が多くなった。</li> <li>鴻巣中央 直営時 6事業 指定管理導入 18事業</li> <li>吹上 直営時 11事業 指定管理導入 16事業</li> <li>川里 直営時 6事業 指定管理導入 14事業</li> <li>3館共通 直営時 2事業 指定管理導入 10事業</li> <li>・蔵書点検が1日少なくなった。</li> <li>・学校図書館支援を行うようになった。</li> <li>・館内ディスプレイなどが好評になった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間の延長。午前9時～午後7時までを午後9時まで2時間延長した。</li> <li>・直営時には設置されていなかった、本の消毒器を導入した。</li> <li>・子ども図書館が設置されたことにより、蔵書移管を行ったため、空いたスペースに学習コーナーを設置した。</li> <li>・窓口業務委託のときは、決められた仕事のみであったが、現在は自主事業等の各種イベントの企画、立案から実施までを事業者が行っているため、やりがいを感じている。</li> </ul>
③ ボランティアとの関係について	直営時でも指定管理導入後でも今までと同様に連携をはかり、変わらず活動している。	・良好である。主に児童サービスをボランティアの皆さんに手伝ってもらっている。
④ 選書の方法について	市内3図書館の各担当者と教育委員会図書館担当職員2人で行っている(合計5人)。毎週1回の会議を行い、発注リストを作成し、毎週1回発注している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選書の基準があり、その方針に基づき子ども図書館、中央図書館、教育委員会生涯学習課で担当者が集まり、毎週1回の選書会議を行っている。</li> <li>・廃棄については、廃棄基準に照らし、図書館担当部署で確認して廃棄している。</li> </ul>
⑤ 指定管理者制度導入後に問題となった点(苦情、要望、改善点等)について	導入後間もない時期に、カウンター業務で予約や弁償本などについて慣れないため、苦情があった。また、カフェが併設されているが、そのテーブルまで占拠して学生が勉強しているため、テーブルがたらないのではないかとの意見があった。	・なし。
⑥ 指定管理者制度導入後の市民の反応について	・着先にアンケートを行っている。回収率は約7割程度。図書館運営が指定管理者制度を導入したことを知らない利用者が約5割いた。サービスはどうかの質問に向上したと回答した方が51%で、その理由として「対応がよくなくなった」「環境がいい」「カフェがいい」などの声があった。変わらないと回答した方が28%で、その理由として「特に意識していない」などの声があった。	・来館者への接客態度がよくなったとの声があった。
⑦ 指定管理者制度の導入で行わなくなったサービスについて	・なし。	・なし。
⑧ 市の図書館担当部署から年度途中で新規事業の実施について相談があった場合の対応について	・新規事業の打診があった場合は、できるものは対応している。	・新規事業の打診があった場合は、できるものは対応している。
⑨ 図書館職員への研修について	・県図書館協会が行っている各種研修のほか、スキルアップ講座、読み聞かせ講座や本の修理の仕事などの勉強会を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の独自の研修がある(入社時、年次)。</li> <li>・県主催の研修参加や図書館が休館となる整理日に職員研修を行っている。</li> <li>・指定管理者として、司書資格取得の推奨しており司書資格取得のための勤務形態の配慮などをしている。</li> </ul>
⑩ 職務上、問題が発生した場合の対応について	・困ったことはあまりない。あった場合は、図書館で働く職員が館長に相談して解決方法を探っている。	・特に困ったことはない。
⑪ 図書館協議会の運営について	・図書館協議会の運営は、指定管理者が行っている。その後の会議録作成や情報公開などは、教育委員会生涯学習課図書館担当職員が行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が主催をしている。当日の運営も教育委員会で行っている。質問に対して、指定管理者が回答することもある。</li> <li>・協議会は年2回開催している。</li> </ul>
⑫ 図書館運営の管理監督体制について	・教育委員会生涯学習課に図書館担当職員が2人配置されている。モニタリングを年4回行って対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会生涯学習課に図書館担当職員が1人配置されている。モニタリングや外部評価を年2回受けている。</li> </ul>